

広島県告示第四百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年五月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所		サービスの種類	指定年月日
			名称	所在地		
社会福祉法人 原田ヒカリ会	尾道市原田町 梶山田三六〇 九番地	ユニット型シ ョートステイ ひかり苑	尾道市原田町 梶山田三六〇 九番地	短期入所生 活介護	平成二五年 五月一日	
社会福祉法人 原田ヒカリ会	尾道市原田町 梶山田三六〇 九番地	地域密着型特 別介護老人ホ ームひかり苑	尾道市原田町 梶山田三六〇 九番地	短期入所生 活介護	平成二五年 五月一日	
合同会社SH ERPA	東広島市西条 町上三永六五 七番地一	訪問介護事業 所まる	東広島市八本 松東三丁目一 五番地四六	訪問介護	平成二五年 五月一日	
株式会社シン コウ	呉市川尻町原 山一丁目八番 一五号	デイサービス いこい	東広島市安芸 津町小松原五 九八番地一	通所介護	平成二五年 五月一日	
社会福祉法人 芸北福祉会	山県郡安芸太 田町大字下筒 賀八二一番地	ユニット型特 別介護老人ホ ーム寿光園	山県郡安芸太 田町大字下筒 賀八二一番地	短期入所生 活介護	平成二五年 五月一日	
社会福祉法人 芸北福祉会	山県郡安芸太 田町大字下筒 賀八二一番地	ユニット型寿 光園短期入所 生活介護事業 所	山県郡安芸太 田町大字下筒 賀八二一番地	短期入所生 活介護	平成二五年 五月一日	